

居宅介護支援 喜多見介護保険サービス運営規程

(事業の目的)

- 第1条 社会福祉法人南山会が開設する喜多見介護保険サービス（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。
- 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 喜多見介護保険サービス

所在地 東京都世田谷区喜多見七丁目20番26号

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 資格 主任介護支援専門員 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。また、事業所の介護支援専門員その他の従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

介護支援専門員 1名 管理者含み 計1名

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日 ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、世田谷区、狛江市の区域とする。

(サービス担当者会議の開催場所、相談を受ける場所)

第7条 利用者の居宅または居宅介護支援事業所相談室 介護老人福祉施設 喜多見ホーム内集会室等において行う。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。

居宅介護支援費（Ⅰ）＜取扱件数が45件未満の場合＞

要介護1・2 1,086単位／月、要介護3・4・5 1,411単位／月

居宅介護支援費（Ⅱ）＜取扱件数が45件以上60件未満の場合＞

要介護1・2 544単位／月、要介護3・4・5 704単位／月

居宅介護支援費（Ⅲ）＜取扱件数が60件以上の場合＞

要介護1・2 326単位／月、要介護3・4・5 422単位／月

- 2 基本単位の居宅介護支援費Ⅰ、Ⅱ、Ⅲを区分するための取扱件数の算定方法は、当該指定居宅介護支援事業所全体の利用者（月末に給付管理を行っている者を云う、経過的要介護者を含む）の総数に指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数により該当する区分を適用する。適用する区分のそれぞれの単位数を利用者数（指定介護予防支援事業者から委託を受けた指定介護予防支援に係る利用者の数を除く）に乗じて得た単位を算定する。

(指定居宅介護支援の提供方法 及び 内容)

第9条 居宅介護支援サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用者等に重要事項説明書を交付し口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、利用料、情報開示の方法等について同意を得るものとする。

- 2 事業所の介護支援専門員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時または利用者もしくはその家族（以下「利用者等」という。）から求められたときは、これを提示する。

- 3 指定居宅介護支援の提供を求められたときには利用者の被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無、認定区分及び要介護認定の有効期間等を確認する。
- 4 要介護認定等の申請が行われているか確認し、行われていない場合は被保険者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 5 要介護認定等の更新の申請は、現在の要介護認定等の有効期間が満了する 1 か月前には行われるよう必要な援助を行う。
- 6 要介護認定等を受けた者の居宅サービス計画の作成に当たっては、医療保健サービス・福祉サービス等のサービス事業者と連携し、利用者の承認を得て総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、サービス提供の手続を行う。また、サービス事業所の選択に当たっては利用者若しくはその家族の自由な選択を尊重し、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明し、理解を得て署名による同意を得るものとする。
- 7 居宅介護支援の提供の開始にあたって、利用者等に対し前 6 か月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）が位置づけられた居宅サービス計画の占める割合、前 6 月に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置づけられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合につき説明を行ない、同意を得るものとする。
- 8 予め、利用者等に対し、利用者が病院もしくは診療所（以下「医療機関等」という）に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を医療機関等に対し伝えるよう依頼を行うこととする。
- 9 事業所は、以下のいずれかに該当する正当な理由がない場合、サービスの提供を拒否してはならない。
 - (1) 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
 - (2) 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
 - (3) 利用申込者が他の指定居宅介護支援事業者にも併せて指定居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合

（居宅介護支援の具体的取扱方針）

- 第 10 条 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者の日常生活上の能力、既に受けているサービス、介護者の状況等の環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を適切な方法で把握する。（課題分析の実施）
- 2 また、課題の分析について使用する課題分析票は MDS－HC 方式等を用いる。
 - 3 利用者の希望・家族の要望・アセスメント結果に基づき、地域のサービス供給体制を勘

案して、解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せを検討し、サービスの目標・達成時期、内容・利用料等を記載して作成する。また、福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その必要な理由を居宅サービス計画に記載する。（居宅サービスの原案の作成）

- 4 原則としてサービス担当者会議を開催する。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等による。各サービス担当者が利用者の状況を把握し、介護支援専門員等と当該情報を共有することを、サービス担当者会議の目的として明確化する。福祉用具貸与を位置付ける場合は、その必要な理由を記載するとともに、少なくとも6月に1度サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載する。（サービス担当者会議等による専門的意見の聴取）
- 5 原案での各サービスの保険対象・対象外を区分した上で、内容を利用者・家族に説明し、文書により利用者の同意を得る。（居宅サービス計画の説明及び同意）
- 6 そして、同意を得た居宅サービス計画を利用者・事業者等に交付する。（居宅サービス計画の交付）
- 7 事業者等に対しては、計画の趣旨・内容を説明する。計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて計画の変更や事業者等との連絡調整等を行う。（実施状況の把握）
- 8 実施状況の把握のモニタリングに当たっては、利用者・家族や事業者等との連絡を継続的に行う。利用者側に特に事情のない限り、少なくとも月1回は利用者の居宅を訪問して面接するとともに、1月に1回はモニタリングの結果を記録する。（居宅を訪問してのモニタリングと結果の記録）
- 9 更新認定や変更認定があった場合、原則としてサービス担当者会議を開催する。ただし、サービス担当者会議を開催しないことについて、やむを得ない理由がある場合については、事業者に対する照会等によることとする。（計画の変更についての専門的意見の聴取）
- 10 変更にあたっては、作成時と同様の一連の業務を行う。（居宅サービス計画の変更）
- 11 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図る。指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）から介護予防支援業務の委託を受けるに当たっては、当該事業所の介護支援専門員1人当たり8件を上限とするとともに、その業務量等を勘案し、当該業務が適正に実施できるよう配慮する。（地域包括支援センターとの連携）
- 12 利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。（介護保険施設との連携）
- 13 管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行わない。

- 1 4 居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。

(虐待の防止)

第 1 1 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所介護支援専門員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第 1 2 条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 1 3 条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (1) 事業者は、介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(苦情及び事故)

第14条 利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録する。また、区市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合において、区市町村又は国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、改善の内容を区市町村又は国民健康保険団体連合会に報告する。

2 利用者に対する提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者及びその家族、区市町村に連絡を行ない、必要な措置を講じる。また、事故の状況及び事故に際してとった処置等を記録する。

利用者に対する居宅介護支援の提供による賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なう。

(ハラスメント防止に関する事項)

第15条 事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 指定居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り、設けるものとし、また、業務体制を整備する。

研修 年2回以上

- 2 個人情報保護法に則り、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 今般の制度改正で介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人南山会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年8月1日から施行、適用する。

改正後の居宅介護支援 喜多見介護保険サービス運営規程は、平成15年4月1日から適用する。

改正後の居宅介護支援 喜多見介護保険サービス運営規程は、平成17年2月1日から適用する。

改正後の居宅介護支援 喜多見介護保険サービス運営規程は、平成17年7月1日から適用する。

改正後の居宅介護支援 喜多見介護保険サービス運営規程は、平成18年4月1日から適用する。

改正後の居宅介護支援 喜多見介護保険サービス運営規程は、平成18年9月7日から適用する。

改正後の居宅介護支援 喜多見介護保険サービス運営規程は、平成19年4月1日から適用する。

改正後の居宅介護支援 喜多見介護保険サービス運営規程は、平成22年6月1日から適用する。

改正後の居宅介護支援 喜多見介護保険サービス運営規程は、平成22年10月1日から適用する。

改正後の居宅介護支援 喜多見介護保険サービス運営規程は、平成22年11月1日から適用する。

改正後の居宅介護支援 喜多見介護保険サービス運営規程は、平成26年 6月1日から適用する。

改正後の居宅介護支援 喜多見介護保険サービス運営規程は、平成27年 4月1日から適用する。

改正後の居宅介護支援 喜多見介護保険サービス運営規程は、平成30年 4月1日から適用する。

改正後の居宅介護支援 喜多見介護保険サービス運営規程は、令和 3年 4月1日から適用する。

改正後の居宅介護支援 喜多見介護保険サービス運営規程は、令和 6年 4月1日から適用する。

改正後の居宅介護支援 喜多見介護保険サービス運営規程は、令和 7年 4月1日から適用する。